

駐車場の使用，団地内道路での駐停車規準

設定 昭和 60 年 12 月 9 日
最終改定 令和 2 年 2 月 1 日

- 1 駐車場契約車は，後部窓ガラスに必ず契約済証(ステッカー)を貼ること。
- 2 団地内駐車場へ駐車する場合は，以下のように行うこと。
 - ・平面式駐車場 : 車輛前部から入れること。ただし，縦列駐車区画等の理事会で指定する箇所についてはその限りではない。
 - ・2 段式駐車場 : 上下共車輛後部から入れること。
- 3 来客車には，連絡先を明記した「来客駐車証」を掲示すること。
- 4 団地内道路は，駐車禁止。万一の場合でも，ごみコンテナ前と各種建造物の出入口は駐・停車厳禁。
- 5 団地内道路の制限スピードは，時速 20 キロメートル以下。
- 6 団地内公共水道での洗車は禁止。
- 7 2 段式駐車場の利用方法
 - ・ 車輛の出し入れの際は，運転者以外の人に乗ってはいならない。
 - ・ 設備の昇降を行う場合は，乗車中の人が存在してはいならない。
 - ・ タイヤチェーン等の，設備を傷つけるような物を付加したまま車輛の出し入れを行ってはいならない。
 - ・ 運転者は，車輛エンジンのアイドリングをしたままその場を離れてはいならない。
 - ・ 取扱説明書に記載の利用方法，禁止事項は必ず遵守すること。
- 8 短期間の駐車場利用に関する運用
 - ・ 1 回の申込で利用できる期間は最長 1 ヶ月とし，利用期限は申込日の月末までとする。
 - ・ 申込は 1 日単位とし 1 ヶ月申込の場合は，翌月以降の申し込みはできないものとする。
 - ・ 年始等，翌月の月初めが休日で利用申込ができない場合は，前月末に翌月利用分の申込受付を行う。
 - ・ 利用料金は，1 ヶ月の申し込みが月極め駐車場料金と同額とし，1 ヶ月未満の場合 330 円×申込日数とする。
 - ・ 利用料金の支払いは，申込日当日現金にて支払うものとする。
 - ・ 毎年 5 月は駐車場選定のため，選定日をまたぐ短期駐車場の募集は停止する。